

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成26年12月号 vol.2



早いもので、今年も12月。皆様、やり残していることはございませんか？  
先日、第一回の福岡マラソンが開催されましたね！私は、糸島から逆走をして、ランナー一人一人とハイタッチしながら応援をし、選手の皆様からたくさん力を頂きました。  
毎朝、5時半からの早朝ラン。走り始めは星空ラン、終わる頃には美しい大濠公園の夜明けを毎日楽しんでいます。

## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



来年年明け、ご商売をされている方は、ちょっと気にしておいた方がよい民法の改正があります。

「時効」についての改正です。個人間の貸し借り、飲食代、医療費などなど、これまで内容によって異なっていた時効期間が、シンプルに統一されます。

### 【現状】(代表的な具体例)

- ・個人間の貸金債権など 10年
- ・飲食代、宿泊料 1年
- ・品物の売掛金 2年
- ・医療費 3年
- ・商行為によって生じた債権 5年

### 【改正案】

”シンプルに統一化”

- ・権利を行使することを知ったときから 5年
- ・権利を行使することができるときから 10年

飲食店を経営されている方、医療関係の方等、ご商売をされている方には、今回の改正は朗報です！！

いずれか早い方の経過で時効が完成します。

## 「今月の本の紹介」

「低成長時代に業績を伸ばす社長の条件」

(関根 威 著・幻冬舎)

現在、国内企業の7割が赤字と言われています。本書では、赤字社長の共通点、そして業績を伸ばすための社長の役割が述べられ、ちょっと毛嫌いしがちな貸借対照表や損益計算書での経営者としておさえるべきポイント、経営をウルトラC級に変える「経営計画書」の重要さにも触れています。経営者として心がけるべき商売に対する姿勢、私も一経営者としてヒントを頂いた気がします。

## 「旬のレシピ」

今回は、冬の温か料理「ポトフ」です。

ジャガイモ 3個	大きめにカット	ニンニク 1片みじん切り
人参 1本		唐辛子 1~2本
ごぼう 1本		コンソメ(顆粒) 2本
エリンギ 1本		

ソーセージ 斜め半分カット

①ニンニクみじん切り、唐辛子をオリーブオイルで炒める。ソーセージを炒める。

②野菜類を入れ、さっと炒め、ひたひたの水を入れる。コンソメも入れる。

③塩・コショウで味付け、最後に、乾燥タイムをちらす。

※粒マスタードを付けながら、いただいても美味！！

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所